

大飯原発仮処分－第6回審尋報告 制御棒挿入時間について 地震で機器は壊れないから 2.2秒を超えてもよい(関電)

10月10日午後4時より、大飯原発運転差し止め仮処分の第6回審尋（法廷）が大阪地裁412号法廷で行われた。審尋に先立ち、裁判所正面で「1.88秒は勝手な計算」等と具体的な争点を盛り込んで恒例となった生の声のアピールを行った。



今回の審尋は1時間半にも及んだ。審尋の冒頭で裁判長が「そろそろ終わりにしたいなというところだが」まだ疑問がある。「債権者（原告）の主張点は、こちら（裁判所）の疑問点でもあるので、（関電は）答えてほしい」と発言し始めた。関電側が明確に答えていないことへのいらだちが感じられた。

まず問題とされたのは、制御棒が2.2秒以内に挿入されなければならないという点。原告は設置変更許可申請書の「添付書類八」の「設備仕様」で規定されているので地震時でも当然満たさなければならないとしたのに対して、関電はそのような「定めは存在しない」としている。

裁判所は、この添付八を関電はどう評価しているか、と質問した。関電は、添付八は地震では関係ない、挿入時間の基準値2.2秒は地震では適用されず、単なる事故解析の解析条件に過ぎないと返答した。

関電によれば、『運転時の異常な過渡変化』や『事故』は『内部事象』に分類されて2.2秒が適用されるが、地震は『外部事象』であり適用されないのだという。これに対して裁判所は、「だったら地震の場合に他の機器が壊れたら内部事象に移行するのか」と質問した。関電は、「地震の場合は別に耐震で考えているので、他の機器が壊れることはない」ととんでもない返答をした。福島原発事故を経てもなお、無謀な安全神話にしがみついているのである。その上で1.1秒程度まで遅れても問題ないという論を展開した。裁判所は、「原告は地震の場合は事故と同等かそれ以上に厳しく考えるべきだとしているが、関電は地震の方が緩やかでもよいと考えているのか」と再度疑問を呈した。

また関電は、省令62号24条で制御棒の挿入時間は2.2秒という規定があるものの、5条の解釈で地震については電気協会のJEAGに従い2.2秒は適用されないと主張した。これに対しては、原告は10月9日に書面を提出し、国との交渉で地震の際にも2.2秒が適用されると明確に保安院が答えている証拠をすでに提出し批判している。

次に活断層が2連動したときに1.88秒で挿入されると関電が新しく評価した解析については、国でまだ評価されていないことを関電は認めた。裁判所がこれを確認したことは重要である。

今回、関電が3連動の評価値をさらに下げて1.83秒としたことについて、裁判長は「普通、地震動が大きくなれば挿入時間は比例して遅くなるように思うが、一般論としてはそれでよいか」と問い、関電は「はい」と答えた。しかし制御棒の固有周期を考えればこのように下がると主張した。原告が基準地震動と同様のやり方をしていないと問い詰めたが、関電はその必要はないとしか言わなかった。1.83秒など、とんでもない話だ。

裁判所は制御棒挿入時間について、「国や自治体などでどういう議論になっているのか、あるいはそれほど重要視されていないのか」とこの問題の位置づけを原告、被告双方に聞いた。また「新聞等を見ていると活断層の問題が大きな問題となっているが、関電からは主張はないのか、10月末という活断層調査のある程度の結論は見たい」と活断層問題を議論していく方向が示された。その上で、関電側に今日問題になったところは文書で書いてもらいたい、主張をポーンと出すのではなく、わかりやすく、できれば原告への反論という形で書いてもらいたいと催促した。

今回は11月28日午前10時からと決まった。関電の主張を批判し、早期結審を目指そう。